**治 癒 証 明**

愛知県立幸田高等学校長　殿

過日、罹患しました下記の感染症につきましては、主治医より指示された療養を必要とする

期間を過ぎましたので、　　　月　　　　日より登校させます。

記

　　　年　　　　組　　　　番　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 診断名 |  |
| 療養を要した期間 | 令和　　年　　　月　　　日　～　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 受診医療機関名 |  |

**参考**　主な学校感染症（第２種）と登校停止期間の基準

|  |  |
| --- | --- |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで（発症日は０日目とする） |
| 新型コロナウィルス感染症 | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで（発症日は０日目とする） |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または５日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ　ムンプス） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂疲化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により、学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |